

令和元年11月28日

各 位

いわき信用組合

## 「いわき市豪雨災害特別資金」利用者への特別金利設定について

今般、福島県は、令和元年台風19号等により被害を受けた中小企業者への資金繰り支援として、信用保証協会の別枠保証を活用した中小企業制度資金に「豪雨災害特別資金」を新たに導入しました。

いわき市においては、事業の再開を目指す市内事業者が一刻も早い復旧・復興を果たすために当該資金を活用した場合の負担の軽減を図る目的で「いわき市豪雨災害特別資金」制度を創設しました。

当組合は、市内金融機関に対する清水敏男いわき市長からの被災事業所の金融円滑化についての要請を受けて、当組合を通して「豪雨災害特別資金」を利用する市内事業者に対して、「いわき市豪雨災害特別資金」制度と連動した特別金利の設定（4年目以降の金利の引下げ）を行なうことといたしました。

東日本大震災からの復興途上にあるなかで発生した今回の風水害により地域の事業者が過重な負担を負うことなく事業の再開、進展がすすむように、当組合は市内に本店のある金融機関として柔軟な対応をとってまいります。

- \* 「いわき市豪雨災害特別資金」制度を活用した「豪雨災害特別資金」利用者に対し、4年目からの金利（融資利率）を1.0%に引下げます。（通常金利から0.50%の引下げ）
- \* 「いわき市豪雨災害特別資金」は別添資料をご参照ください。

以 上

本件についての詳しいお問い合わせは、いわき信用組合融資部（☎0246-92-4113）まで。



令和元年台風 19 号等により被災された事業者の皆さまへ

## いわき市豪雨災害特別資金

福島県緊急経済対策資金融資制度（豪雨災害特別資金）【裏面参照】に基づいて資金を借受けた市内に事業所を有する中小企業者に信用保証料と利子補給の補助を行います。



**信用保証料補助**

保証料率(年 0.5%)

→50万円まで定額補助

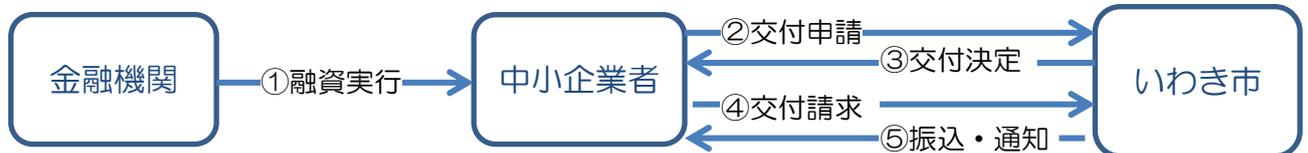
**利子補給補助**

融資利率(年 1.5%以内)

(直接被害者)

→3年間で100万円まで定額補助

◆手続き：融資実行後に申請してください。(利子補給は当該年度分を翌年払い)



◆必要書類：次の書類をそろえて、郵送・持参にてご提出ください

- ・補助金等交付申請書（様式はいわき市ホームページよりダウンロード）
- ・県豪雨災害特別資金申込書の写し（※金融機関提出前にコピーをとっておいてください）  
/融資契約書の写し/返済予定表の写し/信用保証書等の写し/口座振替依頼書
- ・市税完納証明書
- ・り災証明書等（利子補給補助の場合） ほか

【参考】豪雨災害特別資金以外にご利用いただける制度（市補助は対象外）

◆日本政策金融公庫 令和元年台風 19 号特別貸付(直接被害者)

金利/限度額 中小企業事業 0.61% (1億円まで3年間0.21%) /限度額 3億円(別枠)  
国民生活事業 0.86% (3千万円まで3年間0.46%)/限度額 6千万円(上乗せ)

◆福島県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」 外的変化対応資金

金利 固定年 2.0%以内 変動年 1.5%以内  
限度額 運転5,000万円 設備7,000万円 (併用時は7,000万円限度)

<問い合わせ先> いわき市 産業創出課 (本庁舎7階)

住所：970-8686 いわき市平字梅本 21 電話：0246-22-1126 FAX：0246-22-1198

e-mail sangyosoushutsu@city.iwaki.lg.jp ホームページ [いわき市産業創出課](#)で検索

県中小企業制度資金「緊急経済対策資金」

## 豪雨災害特別資金

(令和元年台風19号により被災された中小企業者のための融資)

令和元年台風19号により被害を受けた中小企業者の皆様への資金繰り支援として、信用保証協会の別枠保証を活用した中小企業制度資金「豪雨災害特別資金」を新たに創設しましたので、ぜひご利用ください。

### <豪雨災害特別資金>

- **対象者** 県内に事業所を有し、災害救助法適用区域において事業を行っている中小企業者のうち、次に掲げる要件①②のいずれかに該当する方

① 災害救助法適用区域に事業所を有し、直接被害を受けた中小企業者

(市町村の罹災証明が必要となります。)

② 次の要件に全て該当する中小企業者

ア 災害救助法適用区域において1年間以上継続して事業を行っていること。

イ 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高等が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれること。

(売上高等の減少について、市町村長の認定が必要となります。)

- **融資限度** 運転資金、設備資金 8,000万円 (併用時は 8,000万円限度)
- **融資期間** 10年以内 (うち据置1年以内)
- **融資利率** 固定 年1.5%以内
- **保証料率** 必ず信用保証協会の保証付きとなります。  
年0.5%(責任共有制度対象外100%保証)
- **担保** 審査により必要になる場合があります。
- **保証人** 法人 原則として1名以上、個人 必要により(原則第三者保証人は不要)
- **取扱期間** 令和元年11月1日より令和2年3月31日融資実行分まで
- **申込み先** 県内の金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、商工中金)

※ 融資については、金融機関などの審査により決定されますので、ご了承ください。

### <問い合わせ先>

県庁 商工労働部 経営金融課

電話 024-521-7288 FAX 024-521-7931

ホームページ [福島県中小企業制度資金](#) で検索してください。